

保存期限  
決裁指定  
局長任  
決行指定

房官臣大		課局務主		大臣	局長 主務	次官	政務 次官	參與官	事務副官 主務副官 官房御用掛 計掛	事務課員	審案 審記者	
了結	領受	出提	領受									號番
昭和	昭和	昭和	昭和									經建甲第一三〇七號
年	年	年	年									日
(裁決)行決		帶		速		起元廳(課)名		建		第		
覽回後		長局		長局		長課		長課		課		
昭和		昭和		昭和		昭和		昭和		昭和		
年		年		年		年		年		年		
月廿一日		月九日		月		月		月		月		

受領番  
件名  
陳中事務用品交付ニ關スル件

政務次官 回付 決裁 前連帶 後課名

決行(決裁)後 回覽課名

54

昭和  
二十  
一年

副官ヨリ陸軍需品本廠長宛通牒案

(陸軍密)

首題ノ件別紙ノ通り交付スルコトニ定メラレタルニ付依命通牒ス  
追テ所專輸送費臨時軍需費需品費ハ令津豫算内支辨ニ付田添添

陸軍密第五四

昭和拾七年 陸軍部 陸軍密

兵站總監部參謀長ヨリ治集團參謀長宛通牒案 (兵總乙)

首題ノ件別紙ノ通り交付スルコトニ定メラル

兵總乙第三七

昭和拾七年 陸軍部 兵總乙

紀濟

陸軍事務用品之付数量調査書

之付部隊 陸軍第百本廠  
受領部隊 山川部隊

品名	目録頁	枚	備考
陸軍事務用品	四	一	田分交付数量ハ附録ノ通りトス

備考

一本件ハ十月二十日迄ニ守部ニ於テ之付準備スルモノトス  
之交付場所ハ守部トス





